

静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」(以下「ふじっぴー」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてふじっぴーとは、別表に掲げるキャラクター及びこれを展開したものをいう。

(ふじっぴーに関する権利)

第3条 ふじっぴーに関する著作権は、静岡県(以下「県」という。)に属する。

(使用承認の申請等)

第4条 ふじっぴーのイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下同じ)又は写真(以下「イラスト等」という。)を使用しようとする者は、著作権法上で認められる場合を除き、あらかじめふじっぴー使用申請書(様式第1号の1)に必要な書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 ふじっぴーの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用しようとする者は、あらかじめふじっぴー着ぐるみ使用申請書(様式第1号の2)に必要な書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、イラスト等及び着ぐるみの使用を承認し、「ふじっぴー使用承認証(様式第2号)」(以下「承認証」という。)を交付するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的として使用するとき
- (2) 県又はふじっぴーのイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき
- (3) 法令、公序良俗に反すると認められるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
- (5) 第三者の利益を害すると認められるとき
- (6) ふじっぴーの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (7) ふじっぴーの著しい変更(ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、図案に別の図案を重ねること)その他使用方法が適当でないとき認められるとき
- (8) その他知事がふじっぴーの使用について不相当と認めるとき

(使用承認の特例)

第6条 知事は、前条第1号に該当する場合であっても、イラスト等及び着ぐるみの使用により観光振興、県産品の販売促進その他本県の施策の推進に寄与すると認められるときは、前条の規定に関わらず、イラスト等及び着ぐるみの使用を承認し、承認証を交付するものとする。

(使用承認の条件)

第7条 知事は、第5条又は第6条の規定により使用を承認するときは、ふじっぴーの使用法その他について、条件を付することができる。

(遵守事項)

第8条 第5条又は第6条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）及びこの規程を理解し、これに従うこと
- (2) その他各種の法令を遵守すること

(使用期間及び実績報告)

第9条 イラスト等の使用期間は、使用承認の日から最長3年間とする。

- 2 前項の使用期間満了後において、引き続き使用するときは、改めてふじっぴー使用申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 着ぐるみの使用期間は、イベント等での使用のために必要な最小限の日数で、知事が認める範囲内の期間とする。
- 4 使用者は、使用期間の終了後、速やかにふじっぴー使用実績報告書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 5 使用期間が複数年度にわたる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、各年度ごとの使用実績についてふじっぴー使用実績報告書（様式第3号）を作成し、当該年度の翌年度の4月末日までに（使用期間の満了の日が属する年度にあっては、同日後速やかに）知事に提出するものとする。

(使用料)

第10条 イラスト等及び着ぐるみの使用料については、当分の間、無料とする。

(承認内容の変更)

第11条 イラスト等及び着ぐるみの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめふじっぴー使用変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(使用承認の取消し)

第12条 知事は、イラスト等及び着ぐるみの使用がこの規程又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

- 2 知事は、使用承認を受けた者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(事故、苦情等の処理)

第13条 イラスト等及び着ぐるみの使用に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、県はその責を負わないものとする。

(賠償責任等)

第14条 県は、イラスト等及び着ぐるみの使用承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラスト等及び着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、イラスト等及び着ぐるみの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 知事は、前二項の規定に違反した使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(経費の負担)

第15条 県は、使用承認の申請、変更申請、実績報告、イラスト等及び着ぐるみ使用に係る経費を負担しない。

(情報の公開)

第16条 知事は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、使用承認の状況及び使用承認の取消し状況について情報を公開することができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、イラスト等及び着ぐるみを使用する場合の取扱い等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

別表(第2条関係)

ふじっぴー



注1：色での使用

	インキ番号
胴・文字	D I C 2600
腕・足・鼻	D I C 122
口	D I C 3
くつ	D I C 2506
ライン・眉・目玉	ブラック
頭部・白目・靴下・靴の一部	ホワイト

注2：モノクロでの使用

ライン・眉・目玉	アミ 100%
胴	アミ 70%
くつ・文字	アミ 50%
手・足・鼻	アミ 25%
口	アミ 15%
頭頂部・白目・靴下・靴の一部	ホワイト

ふじっぴー使用申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地 〒

名称

代表者職氏名

下記のとおり、静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」のイラスト・写真を使用したいので申請します。

なお、使用承認を受けるにあたっては、静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用取扱規程、マニュアル及び関係法令等を遵守することを誓約します。

記

(※) は記載必須項目

使用するイラスト又は写真(※)	<input type="checkbox"/> イラストNo 「 」 <input type="checkbox"/> 写真No 「 」 <input type="checkbox"/> 写真（申請者等が撮影したオリジナル写真）	
使用目的(※)		
使用対象物	品名(※)	
	サイズ	
	製造予定数	
	販売価格	
	販売場所	
使用期間(※)	年 月 日～ 年 月 日	
添付資料(※)	<input type="checkbox"/> 使用対象物品の見本 <input type="checkbox"/> 会社・団体概要書	
連絡先(※)	担当者名	
	電話	
	電子メール	
備考		

様式第1号の2（第4条関係）

ふじっぴー着ぐるみ使用申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地 〒

名称

代表者職氏名

下記のとおり、静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」の着ぐるみを使用したいので申請します。

なお、使用承認を受けるにあたっては、静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用取扱規程、マニュアル及び関係法令等を遵守することを誓約します。

記

使用目的		
イベント概要	名称	
	開催期間	
	ふじっぴー出演内容	
	備考	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	
添付資料	<input type="checkbox"/> 企画概要書 <input type="checkbox"/> 会社・団体概要書	
連絡先	担当者名	
	電話	
	電子メール	
備考		

様式第2号（第5条、第6条関係）

ふじっぴー使用承認証

年 月 日

様

静岡県知事（氏名）

年 月 日付けで申請のあったイラスト等（着ぐるみ）の使用について、静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用取扱規程第5条（第6条）の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認番号	第 号
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
留意事項	・ 静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用取扱規程、マニュアル及び関係法令等を遵守すること。

ふじっぴー使用実績報告書

年 月 日

静岡県知事（氏名）様

所在地〒

名称

代表者職氏名

静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用取扱規程第9条第4項の規定により、使用実績を報告します。

記

1 使用実績

(※) は必須項目

承認番号 (※)	第 号
使用期間 (※)	年 月 日から 年 月 日まで
使用内容 (※)	
製造数	
販売数	
総売上	円

※製造数、販売数、総売上は該当がある場合に任意で記載する。

2 添付資料（使用状況が確認できる写真等を添付すること）

様式第4号（第11条関係）

ふじっぴー使用変更申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地 〒

名称

代表者職氏名

年 月 日付け、承認番号第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

項目	変更前	変更後